

規制・行政手続について負担と感じていることについて

日本司法書士会連合会

1. 登記申請の完全オンライン化の実現について
 - (1) 登記原因証明情報を含む、すべての添付書面のPDFによる送付
 - (2) 複数の登記申請にかかる登録免許税の一括納付
(登録免許税法第24条の2第1項・登録免許税法施行規則第23条第1項)
 - (3) 登録免許税のペイジー以外の方法による電子的決済
(同上)
2. 登録免許税の負担軽減
相続登記未了不動産対策のための登録免許税の減免
3. 登記申請時における添付書面の簡素化
 - (1) 固定資産税評価額の確認書類の原本提出
 - (2) 商業登記における「株主リスト」の様式
(商業登記規則第61条第2項・第3項)
4. 住民票・戸籍附票
住民票及び戸籍附票の除票の保存年限の延長
(住民基本台帳法施行令第34条第1項)
5. 住宅用家屋証明書
中古住宅における物件取得前の証明書発行
(登録免許税法第24条の2第1項)

日本司法書士会連合会

1. 目的

司法書士法は、「司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的（司法書士法第1条）」とした法律です。日本司法書士会連合会は、この司法書士法によって定められた団体で、「司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的（司法書士法第62条）」としています。

2. 司法書士会

司法書士会は各都府県に1つと北海道に4つ、合計50会あり、日本司法書士会連合会は、全国50の司法書士会を会員とする組織です。

3. 事業

日本司法書士会連合会は、会則第3条に規定する、次に掲げる事業を行います。

- (1) 司法書士会の指導及び連絡に関する事項
- (2) 司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項
- (3) 司法書士の登録に関する事項
- (4) 司法書士法人（以下「法人」という。）の届出の事務に関する事項
- (5) 司法書士の電子証明に関する事項
- (6) 研修に関する事項
- (7) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (8) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項
- (9) 業務の改善に関する事項
- (10) 制度の改善に関する事項
- (11) 司法書士業務賠償責任保険（以下「業務賠償責任保険」という。）及び司法書士会業務賠償責任保険（以下「会業務賠償責任保険」という。）に関する事項
- (12) 統計に関する事項
- (13) 講演会の開催に関する事項
- (14) 会報の編集及び発行に関する事項
- (15) 広報活動に関する事項
- (16) 情報の公開に関する事項
- (17) 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (18) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

4. 所在地

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3